

○西いぶり広域連合訓令の令達に関する規程

平成16年4月1日
訓令第3号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合訓令（以下「訓令」という。）の令達に関しては、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(令達)

第2条 訓令を令達するときは、令達の旨の前文、年月日及び広域連合長名を記入して広域連合長印を押さなければならない。

(令達先)

第3条 前条の規定により事務局全般に令達する訓令には、「事務局」と表示するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成18年11月1日から施行する。